

# 学校におけるいじめ防止の基本方針

北海道留萌高等学校

## 内 容

1	いじめの定義	2
2	いじめの基本認識	2
3	いじめの態様	2
4	いじめ防止の指導体制	2
5	日常の未然防止活動	3
6	早期発見・解消	4
7	関係する生徒への早期対応	5～6
8	関係図及び対応図	7

## 1 いじめの定義

---

当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

## 2 いじめの基本認識

---

- (1) いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (4) いじめは、大人には気づきにくいところで行われことが多く発見しにくい。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

「いじめは絶対に許されない」との強い指導を行うとともに、いじめは教職員の生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つこと。

## 3 いじめの態様

---

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し言葉、嫌なことを言われる **【脅迫・名誉毀損・侮辱】**
- 仲間はずれや集団による無視
- 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩いたり蹴ったりする **【暴行】**
- 殴ったり、故意に物をぶつける **【暴行・傷害】**
- 金品をたかられる **【恐喝】**
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる **【窃盗・器物破損】**
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **【強要・強制わいせつ】**
- パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる **【名誉毀損・侮辱】**

## 4 いじめ防止の指導體制

---

日常の防止指導體制は、いじめ防止対策委員会の設置により、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応に努める。

いじめ防止対策委員会の構成員は、校長・教頭・学年主任・生徒指導部長・養護教諭・特別支援コーディネーター及び該当担任・必要に応じて副担任と当該年次教職員若干名・関係機関にて構成する。

## 5 日常の未然防止活動

---

- (1) 教育相談体制の充実
  - ・担任、副担任などによる面談の実施
  - ・保護者を交えた三者面談の機会の利用
  - ・スクールカウンセラーによる良好な人間関係を築くためのスキル育成
  
- (2) 校内体制の確立
  - ・チェックリストによる校内体制の点検、改善
  - ・いじめの実態調査による状況把握
  - ・ネットパトロールによる見回り
  
- (3) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施
  - ・保安常任委員によるポスター掲示
  - ・保安常任委員や生徒会による玄関での朝の挨拶運動
  - ・生徒会からのいじめ防止呼びかけや標語の掲示
  - ・異年齢交流の実施
    - ①新入生歓迎会の開催と実施方法の検討
    - ②縦割りグループでの学校行事の開催
    - ③ボランティア活動の充実
    - ④旅行的行事におけるコミュニケーション能力向上の実施
  
- (4) 各種通信による啓発
  - ・学校便り、学年通信、ホームルーム通信による啓発
  - ・生徒指導部通信による啓発
  
- (5) 関係機関（警察など）の協力による啓発
  - ・講話の実施
  
- (6) 日常の教育活動を通じた豊かな心の育成
  - ・コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した授業づくり
  - ・体験活動や他者と関わることを取り入れた授業づくり
  - ・学校行事や生徒会行事などの特別活動を通じた望ましい人間関係づくり
  - ・部活動を通じた望ましい上下関係づくり
  
- (7) 保護者との連携
  - ・三者面談や学級懇談会などによる緊密な連携による迅速な状況把握、情報共有
  - ・オープン授業の実施
  
- (8) 教師の言動
  - ・積極的に生徒とコミュニケーションを図る（登校指導・清掃監督）
  - ・不適切な差別言動に注意

## 6 早期発見・解消

---

- (1) 校内研修の実施
  - ・教職員の意識向上と緊密な情報交換、対応策の検討
- (2) 家庭との連携、協力関係の構築
- (3) いじめアンケートの実施（年3回）
- (4) いじめアンケート結果の活用
  - ・心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施
  - ・新入生に対しての個人面談の実施
- (5) 校内巡視などによるきめ細かな生徒観察（チェックリスト参照）
  - ・昼休みや放課後の居場所や雑談などの機会に目を配る
  - ・学級日誌などの書き込みに目を配る

### 《いじめ早期発見のためのチェックリスト（例）》

#### ● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にしており、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や1人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 顔色が悪く元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 理由のはっきりしない打撲や傷痕がある

#### ● 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされたり笑われている
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増えたり成績が下がったりする
- 椅子や机を乱されたり離している
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ● 掃除の時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 1人で離れて掃除をしている

## 7 関係する生徒への早期対応

---

### (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

※関係生徒の個人情報については、その取り扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

**いじめ情報の入手**・・・該当担任・生徒指導部担当（いじめ防止対策委員会）・管理職報告



**【正確な実態把握】** 当事者双方、周囲の傍観者から聞き取り、記録する

- ① 誰が誰をいじめているのか？
- ② いつ、どこで起こったのか？
- ③ どんな内容のいじめなのか？どのような被害を受けたのか？
- ④ いじめのきっかけ（原因）は何か？
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

### (2) 関係生徒への支援・指導

#### ア いじめを受けている生徒に対する支援

- ・共感的な理解と対応

事実確認の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことを伝える。聴取の際、個人情報の取り扱いやプライバシーには十分留意する。

- ・安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援

#### イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・温かい人間関係作りの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

#### ウ 観衆・傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

### (3) 家庭との連携

#### ア いじめを受けた生徒の家庭に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者面談し、事実を迅速に伝える。
- ② 共感的理解と共感的対応を前提に、保護者の心情や要望を十分伺う。
- ③ 学校の指導方針や解決策を説明し、今後の対応について協議する。
- ④ 家庭と連携・協力して、根本的な解決を図る。その際、子どもの小さな変化に注意してもらい、些細なことでも相談できる体制を整える。

イ いじめを行った生徒の家庭に対して

- ① 正確な事実確認を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめが重要な問題である」「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ③ 学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深める。
- ④ 具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

ウ 全ての生徒・保護者に対して

《保護者会を開催する場合》

- ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
- ・学級全体の意識を変える必要がある場合
- ・いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合

※家庭への情報提供などについては、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行うこと。

(4) 関係機関（警察など）との連携

《早期に相談・通報・連携した対応が必要な場合》

- ・犯罪行為として認められる場合
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合

